

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

通常、調査対象の全てについて、調査票を用いて基本的な項目に係る調査を行うことを意味する。（これに対し、既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する方法を表式調査という。）

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2010年世界農林業センサスは、戦後13回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから8回目、戦後では11回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から農林業センサスの一環として10年ごとに実施されてきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2010年世界農林業センサスは、林業センサスとしては7回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから5回目となっている。

5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスにおいては、調査体系、調査対象の概念・定義等を以下のとおり大きく変更して実施している。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象

農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

- (ア) 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、
- (イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）

とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）は、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、以下に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

- (ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付け（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

- (イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

- (ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林若しくは伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

- (イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200m³以上である者を調査対象とした。

- (ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、農政の施策の対象範囲外である全域が市街化区域である農業集落については調査対象から除外した。

II 2010年世界農林業センサスの概要

1 調査の目的

2010年世界農林業センサスは、平成22年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備するとともに、F A Oの提唱する2010年世界農林業センサスの趣旨に従い、各国農林業との比較において我が国農林業の実態を明らかにすることを目的として実施した。

2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び農林業センサス規則の規定に基づき農林水産大臣が定める件（平成16年5月20日農林水産省告示第1071号）に基づいて行った。

3 調査の体系

2010年世界農林業センサスは、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査対象、調査方法等については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

調査の種類	調査対象	調査組織	調査期日	調査方法
農 林 業 経 営 体 調 査	農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 (農林業経営体の定義は、「IV用語の解説」を参照)	農林水産省 都道府県 市区町村 指導員 調査員 調査対象	平成22年 2月1日	調査対象による 自計調査
農 山 村 地 域 調 査	(市区町村調査) 全ての市区町村	農林水産省 地方統計組織 調査対象	平成22年 2月1日	往復郵送調査又は オンライン調査
	(農業集落調査) 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く 全ての農業集落	農林水産省 地方統計組織 調査員 調査対象		調査対象による 自計調査又は調査員による 面接調査

4 調査の対象地域の範囲

調査対象の範囲は、全国とした。

5 集計方法

単純積み上げにより算出した。

なお、農林業経営体調査における平均年齢については、「集計対象者数の年齢の累積 / 集計対象者数」により算出した。

6 目標精度

本調査は、全数調査のため、目標精度は設定していない。

Ⅲ 2010年世界農林業センサスの変更点

我が国農林業・農山村を取り巻く情勢の変化及び農林業施策の動向に対応するとともに、最近の個人情報保護意識の高まりなど調査環境の変化を踏まえ、円滑かつ効率的に実施することが課題となっており、これらへの対応を図るため、調査方法、調査項目等の改善・見直しを行った。主な変更点は次のとおりである。

【農林業経営体調査】

1 調査票及び調査期日の統一化

農林業センサスが全国一斉に統一的に実施されていることを踏まえ、調査業務の効率化を図る観点から、従来の北海道用、都道府県用、沖縄県用に分かれていた調査票を1種類の調査票に統一化した。

また、沖縄県の調査期日については、調査業務の効率化と全国統一時点の調査結果を得る観点から、他の都道府県と同様の調査期日（2月1日現在）とした。

2 調査項目の変更

- (1) 農林水産業と商工業の産業間連携や農産物輸出の促進に資するため、異業種からの農業への資本金・出資金の提供状況、海外への輸出状況等を調査項目に設定した。
- (2) 記入者の負担軽減を図る観点から、農業用機械、農産物の品目別面積、農作業の受託、家族経営協定等の調査項目等の簡素化又は廃止を行った。

【農山村地域調査】

1 調査方法の変更

農林水産省職員による面接聞き取り調査から、「市区町村調査」については往復郵送調査又はオンライン調査に、「農業集落調査」については農業集落の精通者に対する調査員調査に変更した。

2 農村集落調査の廃止

2005年農林業センサスの付帯調査として実施した農村集落調査（標本調査）については、調査結果の利活用状況等を踏まえ、調査体系の簡素化等の観点から廃止した。

3 調査項目の変更

- (1) 農山村地域の集落の再生・活性化に資するため、農業集落調査において、農業集落内の総戸数、農業集落としての活動状況（寄り合いの開催状況、実行組合の有無）を把握することとした。
- (2) 記入者の負担軽減及び調査の効率化を図る観点から、行政記録の活用で把握可能な法制上の地域指定等を調査項目から削除した。

IV 用語の解説

【農林業経営体】

1 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業
 - ① 露地野菜作付面積 15 a
 - ② 施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③ 果樹栽培面積 10 a
 - ④ 露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤ 施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥ 搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦ 肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧ 豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨ 採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪ その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「林業施業計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林又は伐採を実施した者に限る。）
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

「農林業経営体」の規定のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

なお、2000年世界農林業センサスでは、販売農家、農家以外の農業事業体及び農業サービス事業体を合わせた者となる。

林業経営体	「農林業経営体」の規定のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	1世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。 なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。
組織経営体	複数世帯で事業を行う者（「家族経営体」に該当しない者）をいう。

2 組織形態別

法人化している （法人経営体）	「農林業経営体」の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。

森林組合

森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。

その他の各種
団体

農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体・
財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。
財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

個人経営体

「農林業経営体」の規定のうち、1世帯で事業を行う者をいう（一戸一法人は含まない）。

農林業経営体の「家族・組織区分」と「個人・法人区分」の概念

	家族（世帯） としての経営		組織（世帯以外） としての経営	
	一戸一法人	非法人	法人	非法人
家族経営体	○	○		
組織経営体			○	○
個人経営体		○		
法人経営体	○		○	

【農業経営体】

1 農業経営組織別

単一経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。

準単一複合経営
経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。

複合経営経営体

農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の経営体をいう。

2 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地の判定事項

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であ

り、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の判定事項

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とし、実際の利用状況により採草していれば「採草地や放牧地」とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている

	<p>土地)も田とした。</p> <p>(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。</p> <p>なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。</p>
稲を作った田	水稻を作った田をいう。ただし、青刈り用の稲は除いた。
二毛作した田	水稻を作った田のうち、二毛作(裏作)をした田をいう。
何も作らなかった田	<p>災害や労働力不足、転作などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある田をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
普通畑	<p>畑のうち、牧草専用地を除く全てのもので、通常、草本性作物又は苗木等を栽培することを常態とするものをいう。</p> <p>また、焼畑、切替畑(林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑)など不安定な畑も含めた。</p>
飼料用作物だけを作った畑	<p>飼料用作物や牧草のみを栽培した畑をいう。</p> <p>牧草と輪作している畑はここに含めた。</p> <p>牧草だけを継続して作った畑は、「牧草専用地」とした。</p>
牧草専用地	<p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <p>(1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。</p> <p>(2) 草地造成により造成した牧草地をここに含めた(この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。)</p> <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p>
何も作らなかった畑	<p>災害や労働力不足などの理由で、過去1年間全く作付けしなかったが、ここ数年の間に再び耕作する意思のある畑をいう。</p> <p>ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕作放棄地として、ここには含まない。</p>

樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
所有耕地	所有耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－耕作放棄地
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
貸付耕地	他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。
耕作放棄地	以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。
耕地以外で採草地・放牧地として利用した土地	保有又は借入れている山林、原野及び耕作放棄地等で、過去1年間に飼料用や肥料用に採草したり、放牧又はけい牧地として利用した土地のことをいう。

3 販売目的の作物

販売目的の作物	<p>販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみで作付け（栽培）した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたま一部自給向けにしたものは含めた。</p> <p>なお、作物について露地及び施設別に区分した。</p>
露地	屋根などの覆いのない土地をいう。
施設	<p>ビニールハウス、ガラス室などで、その中で普通の姿勢で作業できるものをいう。</p> <p>なお、雨よけ程度のものや、水稻の育苗だけ、又は、きのこの栽培だけに使ったものはここには含めない。</p>

4 販売目的の家畜

乳用牛

現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未経産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

肉用牛

肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未経産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

豚

子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚及び自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚をいう。

採卵鶏

卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

ブロイラー

当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。

肉用種、卵用種は問わない。

5 農業労働力

経営者

男女を問わず、その農業経営に責任を持つ者をいい、集落営農や協業経営の場合は構成員を含めた。

農産物の生産又は委託を受けて行う農作業の時期の決定や、作物及び家畜の出荷（販売）時期の決定を行うといった、日常の農業経営における管理運営の中心となっている者をいう。

ただし、農業経営に対する出資のみを行っていて、実際の仕事に従事していない者は含まない。

雇用者

雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ

労働)を含む。)の合計をいう。

常雇い

主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。

臨時雇い

日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。

なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。

また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。

6 農作業の受託

農作業の受託

自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。

酪農ヘルパー

搾乳、飼料の給与、きゅう肥の運搬の作業を受託したことをいう。

水稻作作業の受託

全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稻作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、水稻作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

7 農業用機械

所有台数

機械の購入者ではなく、実際に機械を管理している者をその機械を所有している者とみなした。

また、数戸で共有している機械で、現在、当該調査客体が保管・管理している機械も含めた。

8 農業経営の取り組み

農業生産関連事業	「農産物の加工」、「観光農園」、「農家民宿」等農業生産に関連した事業をいう。
農産物の加工	販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多寡にかかわらず用いて加工していることをいう。
消費者に直接販売	自ら生産した農産物やその加工品を直接消費者に販売している（インターネット販売を含む。）場合や、消費者と販売契約して直送しているものをいう。
貸農園・体験農園等	所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ているものをいう。 なお、自己所有の農地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。
観光農園	農業を営む者が、観光客等に、ほ場において、自ら生産した農産物の収穫等の一部農作業を体験させ又は観賞させ代金を得ている事業をいう。
農家民宿	農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し料金を得ている事業をいう。
農家レストラン	農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事の許可を得て、不特定の者に自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。
海外への輸出	農業を営む者が、農産物を輸出しているものをいう。

【林業経営体】

1 保有山林の状況

所有山林	実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。
------	---

また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。

貸付山林

所有山林のうち、山林として使用するため貸し付けている土地及び分収（土地所有者と造林者が異なり、両者で収益を分配するもの）させている山林をいう。

借入山林

単独で山林として使用するため借り入れている土地及び分収している山林をいう。

また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。

保有山林

保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林

2 林業作業

植林

山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地へ、苗木の植え付け、種子のまき付け、挿し木などをすることをいう。

下刈りなど

林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。

なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。

間伐

材木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。

このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。

主伐

一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採することをいう。

なお、主伐には、一度に全面積伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。

また、被害木の伐採は含まない。

林業作業の受託

よその林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。

【総農家等】

農家	調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。
販売農家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。
自給的農家	経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間に於ける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5 a 以上所有している世帯をいう。

【販売農家】

1 主副業別

主業農家	農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	1年間に60日以上自営農業に従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。

2 専兼業別

専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。

第2種兼業農家 農業所得を従とする兼業農家をいう。

生産年齢人口 15～64歳の者をいう。

3 農業労働力

専従者 調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。

準専従者 調査期日前1年間に自営農業に60～149日従事した者をいう。

世帯員 原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。
また、住み込みの雇人も除く。

農業従事者 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口 自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者 農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

区 分		仕事への従事状況				
		農業のみに従事	農業とその他の仕事の両方に従事		その他の仕事のみに従事	仕事に従事しない
			農業従事日数が多い	その他の仕事への従事日数が多い		
ふだんの主な状態	仕事の主	主に自営農業		農業従事者		
		主に他に勤務				
		主に農業以外の自営業				
		家事・育児				
		学生（研修を含む。）				
		上記以外				
		基幹的農業従事者		農業就業人口		

【林家】

林家

調査期日現在の保有山林面積が1 ha以上の世帯をいう。

【農山村地域調査】

1 総土地面積及び林野面積

総土地面積

原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』による総土地面積によった。

林野面積

「現況森林面積」に「森林以外の草生地」の面積を加えた面積をいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野を合わせたものに該当する。

現況森林面積

調査期日現在の森林面積をいう。

森林面積

森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。

山林

用材、薪炭材、竹材、その他の林産物の生産を行う樹木及び竹を集団的に生育させるために用いる土地をいい、不動産登記法上の地目類の一つである。立木地のほか、伐採跡地も含める。

森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。
なお、河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても含めない。

林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいう。
なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島（503,614ha）及び竹島（21ha）を除いて計算した。

森林計画による森林面積

森林法に基づく、全国森林計画、地域森林計画（民有林対象）、国有林の地域別森林計画などをいう。

本調査では、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。

国有(林)	<p>森林法に基づく、全国森林計画、地域森林計画（民有林対象）、国有林の地域別森林計画などをいう。</p> <p>本調査では、地域森林計画及び国有林の地域別森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。「林野庁」及び「林野庁以外の官庁」が所管している林野をいう。</p>
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関をいい、例えば財務省等の省庁が所管している林野をいう。
民有(林)	国有以外の林野をいい、「独立行政法人等」、「公有」及び「私有」に分類される。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有している林野をいう。
公有(林)	「都道府県」、「森林整備法人（林業・造林公社）」、「市区町村」及び「財産区」が所管している林野をいう。
都道府県	都道府県が所管している林野をいう。林務主管課（部）所管林野のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等の所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含める。
森林整備法人（林業・造林公社）	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により設立された法人等（林業・造林公社も含む。）が所管している林野をいう。
市区町村	市区町村が所管している林野をいう。地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」ともいわれているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合）の所管する林野を含める。また、市区町村が造林主体となっている分収林も含める。
財産区	地方自治法（昭和22年法律第67号）第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた林野について財産区を作り、地元民が使用収益している林野をいう。

私有(林)

個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有している林野をいう。

2 農業集落

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。

農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

農家率

農業集落の総戸数に占める農家の割合をいう。

耕地率

総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。

水田率

耕地面積に占める田面積の割合をいう。

なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は以下のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。

3 地域資源

地域資源

本調査では、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。

地域資源の保全

地域住民等が主体となって地域資源を地域の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。

農地

農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。

森林

森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう「森林」をいう。

ため池・湖沼

かんがい用水をためておく人工又は天然の池をいう。

河川・水路	一級河川、二級河川の他、小川等の小さな水流及び運河をいう。 なお、農業用又は生活用の用排水路は除く。
農業用排水路	農業用の用水又は排水のための施設をいう。

V 利用上の注意

- 1 表中に使用した記号は、次のとおりである。
 - 「0」… 単位に満たないもの。(例：0.4ha → 0ha)
 - 「-」… 調査は行ったが事実のないもの。
 - 「…」… 事実不詳又は調査を欠くもの。
 - 「x」… 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。
- 2 秘匿措置の方法は、次のとおりである。
 - (1) 農林業経営体調査における各集計区分（農林業経営体、農業経営体、林業経営体、世帯（農家及び林家）での表章）の調査対象者総数が2経営体（戸）以下の場合、調査結果の秘密保護の観点から、総数を除く全ての当該結果を「x」表示とした。そのため、当該結果が「-」の場合も「x」表示となる場合がある。
また、総数が3経営体（戸）以上であっても、農作物、果樹の作付（栽培）経営体（農家）数及び家畜の飼養経営体（農家）数が2経営体（戸）以下の場合、当該作付（栽培）面積、飼養頭羽数及び出荷羽数を「x」表示とした。
 - (2) なお、全体からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合は、本来秘匿措置を施す必要のない箇所（調査対象者数が次に少ない地域の項目）についても「x」表示とした。
- 3 面積、飼養羽数及び出荷羽数は単位未満を四捨五入して表章しているため、計とその内訳の累積値は一致しない場合がある。
- 4 本ホームページに掲載している市区町村名の取扱いは、次のとおりである。

(例)

321-00 軽井沢町	}	新市区町村（平成22年2月1日現在の市区町村）
321-01 軽井沢町		旧市区町村（昭和25年2月1日現在の市区町村）
321-02 伍賀村2-2		

323-00	御代田町	}	新市区町村（平成22年2月1日現在の市区町村）
323-01	伍賀村2-1		
323-02	御代田村2-1		
323-03	小沼村2-1-1		
			旧市区町村（昭和25年2月1日現在の市区町村）

- (1) 新市区町村の内訳として、旧市区町村（1950年世界農業センサス結果表を作成した市区町村範囲である。）の統計を掲載した。
- (2) 新市区町村のみで、内訳の旧市区町村がないものは、合併のなかった市区町村である。
また、上記例示のうち、「323-01 伍賀村2-1」、「321-02 伍賀村2-2」とあるのは、昭和25年当時の伍賀村が「321-00 軽井沢町」と「323-00 御代田町」に分割合併されたということである。
- (3) 旧市区町村名に（ ）が付してあるのは、統計利用上の必要から旧市区町村の範囲を更に細分した区域、若しくは旧市区町村とは異なるが統計利用上の必要から市区町村の範囲を細分した区域であることを示す。

VI 報告書の刊行一覧

農林業センサスに関する報告書は、次のとおりである。

第1巻 都道府県別統計書（全47冊）

第2巻 農林業経営体調査報告書－総括編－

第3巻 農林業経営体調査報告書－農林業経営体分類編－

第4巻 農林業経営体調査報告書－農業経営部門別編－（全3冊）

第1集	水稻、畑作、小麦、大豆
第2集	野菜、果樹、花き・花木、施設園芸
第3集	酪農、肉用牛、養豚、養鶏

第5巻 農林業経営体調査報告書－抽出集計編－

第6巻 農業構造動態統計報告書

第7巻 農山村地域調査報告書－都道府県編－

第8巻 農業集落類型別統計報告書

別冊 英文統計書

別巻 総合案内

VII 問合せ先

【農林業経営体調査】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

農林業センサス統計第1班

電話：03-3502-8111 内線3665

直通：03-3502-5648

【農山村地域調査】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室

農林業センサス統計第2班

電話：03-3502-8111 内線3667

直通：03-6744-2256